

Chapter 14 引当金の会計 JPN Comparison

【JPN Comparison 14-1】日本の引当金

日本の引当金は、発生主義に基づいて当期の収益に対応する費用を**適正な期間損益計算**を行うため、また**保守主義**の観点から、企業に不利な影響を及ぼす可能性に備えるための健全な会計処理を行うために計上されるもので¹⁾、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として計上するためのものである。

日本では、企業会計原則注解・注 18 が、以下のすべての要件を満たした場合に、引当金を計上するように規定している²⁾。

- ① 将来の特定の費用または損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積もることができること

これらの要件をすべて満たした場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載しなければならない。

日本では、引当金の設定に関して、費用または損失の計上が重視された記述となっていて、引当金の測定は明確に規定されていない。

1) 企業会計審議会，1949『企業会計原則』第一，六。

2) 同原則，注解・注 18。